

# 後期高齢者医療制度の保険料率が変わります

問合せ 住民課戸籍保険グループ ☎76・2130

## ■新しい保険料率

後期高齢者医療制度の加入者（被保険者）の皆様が納める保険料は、2年ごとに見直すことになっています。平成24年度と25年度の新しい保険料率が決まりましたので、お知らせします。

### ●均等割

（加入者が等しく負担）

平成22・23年度  
44,192円（年間）

平成24・25年度  
**47,709円**（年間）  
（3,517円増）

### ●所得割

（加入者の所得に応じて負担）

平成22・23年度  
10.28%（年間）

平成24・25年度  
**10.61%**（年間）  
（0.33ポイント増）

### ●賦課限度額

（1年間の保険料の上限額）

平成22・23年度  
50万円（年間）

平成24・25年度  
**55万円**（年間）  
（5万円増）

## ■保険料の計算方法（平成24年度）

保険料額は、加入者が等しく負担する「均等割」と、所得に応じて負担する「所得割」の合計で計算します。

<b>均等割</b> <small>【1人当たりの額】</small> 47,709円	+	<b>所得割</b> <small>【被保険者本人の所得に応じた額】</small> <small>（平成23年中の所得－33万円）×10.61%</small>	=	<b>1年間の保険料</b> <small>（100円未満切り捨て）</small> 限度額55万円
---	---	---	---	--

※24年度の保険料額は、7月に保険料額決定通知書でお知らせします。

## ■保険料の軽減

### ①均等割の軽減

所得が次の金額以下の世帯	軽減割合	⇒	平成24年度 (軽減後の額)	前年度比
33万円かつ被保険者全員が所得0円 (年金収入のみの場合、受給額80万円以下)	9割軽減	⇒	4,770円	約300円増
33万円	8.5割軽減	⇒	7,156円	約500円増
33万円+(24万5千円×世帯主以外の被保険者数) ※単身世帯の方は該当しません	5割軽減	⇒	23,854円	約1,800円増
33万円+(35万円×世帯の被保険者数)	2割軽減	⇒	38,167円	約2,800円増

※軽減は、加入者と世帯主の所得の合計で判定します。

※加入者ではない、世帯主の所得も判定の対象となります。

### ②所得割の軽減

加入者個人の所得で判定します。

所得が次の金額以下の方	軽減割合
所得から33万円を引いた額が58万円以下	5割軽減

### ③被用者保険の被扶養者であった方の軽減

この制度に加入するときに、被用者保険の被扶養者だった方は、所得割はかからず均等割が9割軽減となります。

区 分	所得割	均等割
被用者保険の被扶養者だった方	かかりません	9割軽減

※被用者保険とは

全国健康保険協会管掌健康保険や組合管掌健康保険、共済組合など、いわゆるサラリーマンの健康保険のことです。市町村の国民健康保険や国民健康保険組合は含まれません。